

議案第 14 号

令和 9 年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

令和 9 年度に東広島市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、次のとおり提案する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

令和 9 年度に東広島市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、教育委員会において採択を行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1)～(5) 一略一

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(7)～(19) 一略一

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略一）第 25 条第 1 項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略一）の権限に属する事務のうち、法第 25 条第 2 項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(6) ー略ー

(7) 教科用図書採択に関する事。

(8)～(14) ー略ー